

令和6年11月定例会

文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 案 件	-----	3
1 その他の議案等	-----	3
(1) 条 例 案	-----	3

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

令和6年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務学校職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。
- (b) 全ての給料表の号俸の構成を改めることとする。

b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を5万1,600円に引き上げることとする。
- (b) 扶養手当について、配偶者に係る支給を廃止するとともに、子に係る支給月額を1人につき1万3,000円に引き上げることとする。
- (c) 通勤手当について、特別料金等に係る通勤手当の支給要件のうち、特別急行列車等の利用に係る要件を廃止することとする。
- (d) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い支給要件を満たした職員にも支給することとする。
- (e) 管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間の範囲を午後10時から翌日の午前5時までに拡大することとする。
- (f) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の71.25とすることとする。

- (g) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の125とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の70とすることとする。
- (h) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の51.25とすることとする。
- (i) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の105とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の50とすることとする。
- (j) 定年前再任用短時間勤務学校職員に対して、住居手当を支給することとする。

c 給与からの控除

学校職員の給与は、所定の経費等の額に相当する額を控除して支払うことができることとする。

(イ) 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- a 定年前再任用短時間勤務学校職員に対して、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとする。
- b へき地手当に準ずる手当を支給される学校職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる学校職員の範囲について所要の整備を行うこととする。

(ウ) 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用学校職員に対して、住居手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のaの(b)、bの(b)から(e)まで、(g)、(i)及び(j)、c、(イ)並びに(ウ)については、令和7年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のaの(a)及びbの(a)については、令和6年4月1日から、イの(ア)のbの(f)及び(h)については、令和6年12月1日から適用することとする。
- (ウ) この条例の施行に関し必要な経過措置を講ずることとする。

② 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正され、給料表が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用学校職員に適用される給料表の改定に関し必要な事項を定める等の必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 会計年度任用学校職員に適用される①の徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和6年4月1日から適用することとする。
- (イ) 会計年度任用学校職員の給与からの控除について所要の規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)については、令和7年4月1日から施行することとする。